

実施施設のご案内

事前登録、利用申し込み等は、直接実施施設へお問い合わせください。



てらさわ小児科(杉の子ルーム)

〒981-0952 青葉区中山2丁目26-20

☎022-303-1519

仙台市営バス「中山2丁目」で下車、徒歩3分



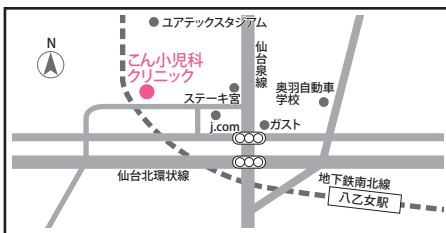
幼保連携型認定こども園

仙台保育園(病児・病後児保育室ばんだ)

〒984-0061 若林区南鍛冶町96-8

☎022-395-7201

仙台市営地下鉄東西線「連坊駅」で下車、徒歩8分
仙台市営バス「荒町」で下車、徒歩2分

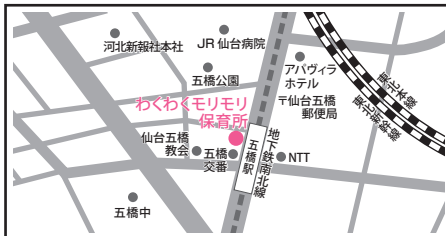


こん小児科クリニック(こもれび保育室)

〒981-3135 泉区八乙女中央2-4-25

☎022-725-7566

仙台市営地下鉄南北線「八乙女駅」で下車、徒歩9分



わくわくモリモリ保育所(保育所併設型)

〒980-0022 青葉区五橋1-6-2

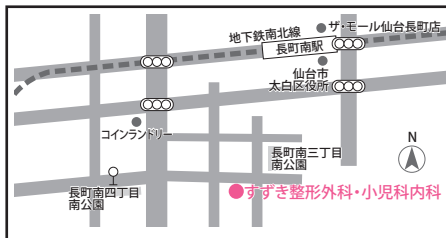
KJビル3階

☎022-797-3981



オンライン予約

仙台市営地下鉄南北線「五橋駅」で下車、北4出口すぐ



すずき整形外科・小児科内科

〒982-0012 太白区長町南3丁目35-1

☎022-248-1665

仙台市営地下鉄南北線「長町南駅」で下車、徒歩6分
宮城交通バス「ながまちゃん」南公園で下車、徒歩3分

○ この他、民間で病児・病後児保育を実施している施設があります。手続きに必要な書類や料金などは市の実施施設とは異なりますのでご注意ください。



病児・病後児保育

令和5年度版



病気又は病気の回復期のお子さんを対象とする一時保育事業です

病児・病後児保育とは

「病児」とは…当面症状の急変は認められないが、回復期には至っていない場合

「病後児」とは…病気の回復期にある場合

上記のいずれかの状態にあり、集団保育等が困難なお子さんで、保護者の方の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭保育が困難なお子さんを、施設でお預かりします。

※利用にあたっては、家庭医（かかりつけ医）が発行した「家庭医連絡票」

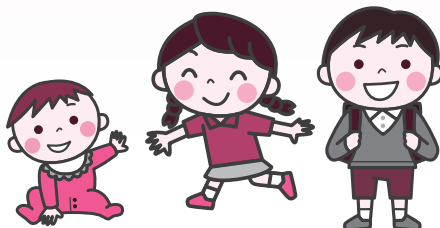
（お子さんの病状を記載した書類）が必要となります。

※集団保育等が困難な「けが」も対象です。



利用対象となる児童

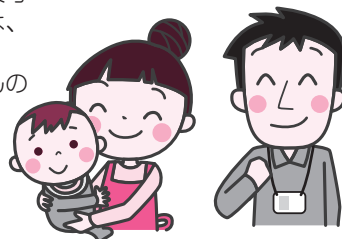
仙台市にお住まいの方で、概ね生後6か月から小学校6年生までの児童



利用料金

1日あたり2,000円となります。直接、実施施設にお支払いください。

- ・利用時間が短い（半日など）場合であっても料金は変わりません。
- ・生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯（父母及び同居の祖父母等が全員非課税の場合）に属するお子さんが利用される場合は、事前の申請により利用料金が減免されます。
- ・利用料金には、給食費、医療費、移送費などを含んでいませんので、利用に応じて別にお支払いください。



開設時間・曜日

午前8時～午後6時（全施設共通）

	月	火	水	木	金	土	日
てらさわ小児科（杉の子ルーム）	○	○	○	○	○	○	休
わくわくモリモリ保育所（保育所併設型）	○	○	○	○	○	○	休
幼保連携型認定こども園 仙台保育園病児・病後児保育室ぱんだ（保育所併設型）	○	○	○	○	○	休	休
すずき整形外科・小児科内科	○	○	○	○	○	休	休
こん小児科クリニック（komorebi 保育室）	○	○	○	○	○	休	休

- ・祝日、お盆期間、年末年始はお休みです。また、施設により臨時休業となる場合があります。
- ・開設時間の延長はできませんので、終了時間に間に合うようにお迎えをお願いします。

利用できる期間

1枚の家庭医連絡票につき同じ症状であれば、書類記入日から連続して7日間以内の範囲で利用できます。（ただし、複数施設を利用する場合は、施設ごとに家庭医連絡票（原本。コピー不可。）を提出する必要があります。）それ以上利用したい場合、違う症状が出た場合や病名が変わった場合は、再度家庭医連絡票の提出が必要です。

利用の流れ

① 事前登録

※初めて利用する際、事前に必要です。

- ・「病児・病後児保育登録申請書」に記入し、実施施設に提出してください（事前登録）。登録の際は、お子さんの健康保険被保険者証と母子健康手帳をご持参ください。
- ・登録受付時間は施設により異なりますので、**電話にて実施施設にお問い合わせください。**
- ・わくわくモリモリ保育所はオンラインで登録及び予約ができます。詳しくは、わくわくモリモリ保育所ホームページへ。

利用を希望する場合

② 家庭医の診察 及び 実施施設への 空き状況の確認

- ・家庭医（かかりつけ医等）の診察を受け、お子さんの病状を記載した「家庭医連絡票」の発行を依頼してください。合わせて、電話にて実施施設に空き状況をご確認ください。
- ・原則として、前日までに予約してください。

③ 病児・病後児 保育の利用

- ・利用をする際に「病児・病後児保育利用申請書」を記入し、②で発行された「家庭医連絡票」（原本。コピー不可。）を添えて実施施設へ提出してください。
- ・利用料金（1日あたり2,000円）をお支払いください。
- ・お子さんの症状によっては利用をお断りすることもあります。

※「病児・病後児保育登録申請書」、「病児・病後児保育利用申請書」、「家庭医連絡票」は、仙台市ホームページからダウンロードすることができます。
また、実施施設にも備えてあります。



※登録は各施設ごとに必要となります。複数施設を利用する可能性のある方は、施設ごとに登録を行ってください。

ご注意ください

利用をキャンセルする場合は、当日実施施設へ必ず電話連絡をお願いします。
8時30分までに連絡がない場合は、キャンセル料として2,000円お支払いいただきます。キャンセル料については減免の対象とはなりません。

利用にあたってのお願い

- ・事前登録の際にはお子さんの既往症や予防接種歴等を確認する時間をいただきますので、利用を検討している方は、いざという時に備えてお時間のある時に事前にご登録ください。
- ・利用を取りやめる場合は、必ず実施施設へ連絡してください。（キャンセル待ちの方がいる場合があります。）
- ・複数施設にまたがって二重に予約をするなど、安易な予約はやめましょう。本当に困っている人が利用できない場合があります。

